

技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和 7 年 5 月 7 日

岡山県知事 伊原木 隆太

- 1 技術提案に付する事項
 - (1) 業 務 名
令和 7 年度「AI で変わる子宮頸がん・梅毒予防啓発事業」発信業務
 - (2) 業務内容
令和 7 年度「AI で変わる子宮頸がん・梅毒予防啓発事業」発信業務委託仕様書のとおり
 - (3) 契約期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 2 技術提案に参加できる者の資格
技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 法人格を有していること。
 - (3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の除外又は入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和 63 年 2 月 1 日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
 - (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
 - (7) 岡山県税を滞納していない者であること。ただし、岡山県内に本社・支社・営業所等を有しない法人は、本社所在の都道府県税を滞納していないこと。
- 3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等
岡山県保健医療部疾病感染症対策課
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号
電 話（086）226-7331
FAX（086）226-7958
メールアドレス：kansen@pref.okayama.lg.jp
- 4 契約条項を示す場所
上記 3 の場所とする。
- 5 技術提案参加手続等
 - (1) 技術提案説明書、仕様書等の配布期間及び場所
 - ①配布期間 令和 7 年 5 月 7 日（水）から令和 7 年 5 月 21 日（水）（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
 - ②配布場所 上記 3 の場所に同じ
なお、岡山県疾病感染症対策課ホームページ
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/362/>
からダウンロードできる
 - (2) 技術提案参加資格確認申請書（様式第 1 号）の提出期限等
 - ①提出期間 令和 7 年 5 月 7 日（水）から令和 7 年 5 月 21 日（水）（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
 - ②提出場所 上記 3 の場所に同じ
 - ③提出方法 持参、電子メールまたは郵送（書留郵便、配達記録郵便その他これに準ずる方法によるもの。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は期限内の提出がなかったものとみなす。また、郵便事故が起きた場合、

- 県では責任を負わない。)
- ④提出書類
- ・技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)
 - ・岡山県税に滞納がないことの証明書(岡山県内に本社・支社・営業所等を有しない法人で、滞納がないことの証明書の発行ができない場合は、最新決算年度の法人県民税・法人事業税の納税証明書またはその写し)【各1部】
- ※ただし、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格を有している場合は、上記納税証明書の提出は必要ないものとする。
- (3) 技術提案参加資格要件の審査
- ①審査結果の通知
- 技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。
- ②技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求
- 技術提案参加資格要件不適合通知書(様式第2号)を受け取った者は、令和7年5月23日(金)までに、下記(4)③の宛先に電子メールを送信する方法により、説明を求める書面を提出することができる。
- (4) 仕様等に対する質問の受付
- ①受付期間
- 令和7年5月7日(水)から令和7年5月19日(月)(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ②方法
- 「仕様書に対する質問・回答書」(様式第3号)により、下記③の宛先に電子メールを送信する方法により提出すること。ただし、到着したことを電話で契約担当者に確認すること。
- ③宛先
- 岡山県保健医療部疾病感染症対策課
メールアドレス: kansen@pref.okayama.lg.jp
- ④技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案

(1) 提案書等の提出

技術提案に参加する者は、次の場所へ直接持参又は郵送等により提案書等を提出しなければならない。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。また、郵便事故が起きた場合、県では責任を負わない。

- ①提出期限 令和7年5月7日(水)から令和7年5月28日(水)(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ②提出場所 上記3の場所に同じ
- ③提出書類
- ・提案書(様式第4号)【1部】
 - ・企画提案書【8部】
 - ・見積書(任意様式)【8部】
- ※経費の内訳を記載し、会社名及び役職、代表者名を明記すること。

④留意事項

- ・技術提案書には、スケジュールを明記すること。
- ・採用が決定した者は、当該提案を基本として、本県と十分協議しながら事業を進めること。

(2) 技術提案書の説明

技術提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

- ①日時 令和7年6月4日(水)10時～16時(時刻の詳細は別途連絡する。)
- ②場所 岡山市北区丸の内2-6-30
岡山県立図書館2階 サークル活動室2

7 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 採用者の決定方法

- ①別途設置する審査委員会で審査の上決定する。
- ②原則として、プレゼンテーション後10日以内に「令和7年度「AIで変わる子宮頸がん・梅毒予防啓発事業」発信業務」の受託予定者を決定し、通知する。
- ③審査時における評価は、「令和7年度「AIで変わる子宮頸がん・梅毒予防啓発

- 事業」発信業務委託仕様書」の趣旨、内容に沿ったものであるかどうかについて、総合的に判断する。なお、見積金額についても、審査の対象とする。
- (3) 契約保証金 岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 153 条及び第 155 条の規定による。
- (4) その他
- ①技術提案の詳細は、以下の資料により確認すること。
 - ・令和 7 年度「AI で変わる子宮頸がん・梅毒予防啓発事業」発信業務委託仕様書
 - ・令和 7 年度「AI で変わる子宮頸がん・梅毒予防啓発事業」技術提案内容仕様書
 - ②プレゼンテーション参加に係る費用は、参加者負担とする。
 - ③提出書類は返却しない。
 - ④審査の過程において追加資料を求める場合がある。また、業務受託者決定後、企画内容について一部調整する場合がある。
 - ⑤提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。